

公共下水道Q&A

新しい 息吹を水に 下水道

市の公共下水道は、四月一日から片山町一、二丁目、城西町、清水二、三、四、五丁目の各一部の三十五ヘクタールの地域で使用が可能となりました。これにより、合計二百八十三ヘクタール、対象戸数三千八百三十戸でトイレの水洗化ができるようになりました。しかし、九年三月末の水洗化率（使用が可能となっているうち、水洗化されている戸数）は七一％と、まだまだ低い状況です。快適な生活を一日でも早く実現するため、速やかに水洗化工事に取りかかってくださるようお願いいたします。

水洗化工事について

Q. 水洗化工事とはどんなものですか？

A. くみ取り式トイレを使用している家庭では、水洗トイレに改造し、トイレ、台所、風呂などの汚水を市の設置した公共ますに流すための工事です。また、現在浄化槽で水洗トイレを使用している家庭では、便器をそのまま使用することができず、浄化槽を廃止し、汚水を直接公共ますに流すための工事が必要です。

Q. 水洗化工事はいつまでに実施したらいのですか？

A. 水洗化工事は使用が可能となったときから三年以内に実施しなければなりません。したがっ

て、今年度使用可能になった地域の水洗化工事の期限は、平成十二年三月末までになります。

Q. 水洗化の工事費はどれくらいかかりますか？

A. 公共ますと家屋との距離や台所、風呂、トイレなどの配置や使用する便器の選定などによって差があります。最近工事した平均的な住宅では、六十万円から八十万円程度（積算例を参照）となっ

ているようです。

Q. 水洗化工事をするにはどうすればいいのですか？

A. 工事は市の指定店でなければなりません。まず、便器の型などを選定し、指定店に見積（無料）を依頼します。その見積額で良ければその指定店にお申し込みください。

Q. 水洗化工事に対し助成措置はありますか？

A. 市では、水洗化工事期限内に工事するかた（法人を除く）に限り、金融機関から工事費の一部を借りられる「融資あっせん制度」を設けています。融資限度額は五十万円、五十万円以内の償還となります。ただし、条件により百五十万円が限度となる場合も

水洗化工事の積算例

・衛生器具工事 (洋風便器、大小兼用、 暖房便座)	148,600円
・管敷設工事 (総延長20メートル)	122,700円
・住宅ます設置工事 (7力所)	68,800円
・便槽処理など	85,000円
・給水工事	45,000円
・大工工事	100,000円
・諸経費	74,300円
・消費税	32,220円
総工事費	676,620円

ありますので、下水道課へご相談ください。融資を受けた場合は、工事申し込みの際に工事指定店へ、所得証明書など融資に必要な書類を用意すれば、あとの手続きは指定店がすべて行います。

受益者負担金について

Q. 受益者負担金はなぜ納めなければならぬのですか？

A. 公共施設の整備は市などの公費でまかなうものですが、下水道事業の場合は整備された区域のかただけが利益を受けることとなります。公費だけでまかなうと未整備区域のかたとの間に不公平が生じるようになります。そこで公平性を図るため、受益者のかたに負担金をお支払いいただき、公費に還元するものです。

Q. 負担金の納付方法はどんなつていますか？

A. 五年分割で納めていただきます。さらに、各年を四期に分けますから、全二十回払いになります。なお、全額を一括して納めていただきますと一五％割り引きされる制度になっています。

下水道についてのお問い合わせ、ご相談は、下水道課（内線211・356）へお気軽にどうぞ。